



食品の安全性に関する用語集

食品安全委員会事務局

画面をクリックすると次に進みます

戻る

目次

索引

- 私たちは「食」を一日も欠かすことができません。
- しかし、私たちが口にする食品には豊かな栄養成分とともに、わずかながら健康に悪影響を与える可能性のある要因(危害要因といいます)が含まれています。
- どんな食品でも食べたときのリスクがゼロであるということはありません。
- ですから、食品の安全に「絶対」はないといえます。
- このため、食品を食べることによって、人の健康に悪影響が生じる確率とその深刻さの程度(これをリスクといいます)を科学的に評価し、それに基づいて悪影響を健康に支障のないレベルに低く抑えることが必要です。

- 食品を食べることにより、人の健康に悪影響が生じる確率
- 悪影響の深刻さの程度

⇒リスク

科学的に評価

悪影響を健康に支障のない低いレベルに抑える

食品安全基本法の制定

11

はじめに(2)

画面をクリックすると
次に進みます

戻る

目次

索引

- 近年、我が国は海外から非常に多くの食料を輸入するようになりました。
- 又、牛海綿状脳症(BSE)や腸管出血性大腸菌O157といった新たな危害要因が現れたり、遺伝子組換え技術が食品開発へ利用されたりするなど、食生活を取り巻く状況も大きく変化しました。
- さらに、食の安全を脅かし国民の信頼感を揺るがすような事件が相次いで起こりました。
- こうした情勢の変化と国民の声に的確に応えるために、平成15年(2003年)に食品安全基本法が制定され、食品の安全性を確保するための新たな行政が展開されることになりました。

食品安全行政を取り巻く状況の変化

食生活を取り巻く環境の変化

- ・ 食品流通の広域化・国際化(食品の輸入)
- ・ 新しい危害要因の出現(O157やプリオンなど)
- ・ 新たな技術の開発(遺伝子組換えなど)
- ・ 汚染物質などを分析する技術の向上 等

食の安全を脅かす事件の発生

- ・ 牛海綿状脳症(BSE) の発生
- ・ 輸入食品の残留農薬問題
- ・ 国内における無登録農薬の使用 など

食の安全に関する新しい考え方

- ・ 食品の生産から消費までの各段階での安全性の確保
- ・ 食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に評価を行い、適切にコントロールするという考え方(リスク分析) が一般化
- 海外でのリスク評価機関の設立
 - ・ 仏食品衛生安全庁(AFSSA) 1999年(2010年～ANSES)
 - ・ 欧州食品安全機関(EFSA) 2002年
 - ・ 独連邦リスク評価研究所(BfR) 2002年

平成15年(2003年)

**食品安全基本法
の制定**

食品安全委員会の設立

12

はじめに(3)

画面をクリックすると
次に進みます

戻る

目次

索引

- 食品安全基本法に従って、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関(厚生労働省や農林水産省など) から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行うことを目的として、平成15年7月1日に内閣府に食品安全委員会が設置されました。
- 食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であることを基本理念として定め、国、地方公共団体、食品の生産から販売までの事業者(加工、卸売、小売など) の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、この分野で国際的にも受け入れられている「リスク分析」という考えに基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進しています。

平成15年(2003年) 7月1日

食品安全基本法

- ✓ 基本理念: 国民の健康の保護が最重要
- ✓ 国、地方公共団体、食品事業者(加工、卸売、小売など) の責務や消費者の役割を明らかにする
- ✓ 「リスク分析」の考えに基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進



食品安全委員会

- ✓ リスク管理機関から独立
- ✓ 科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行う

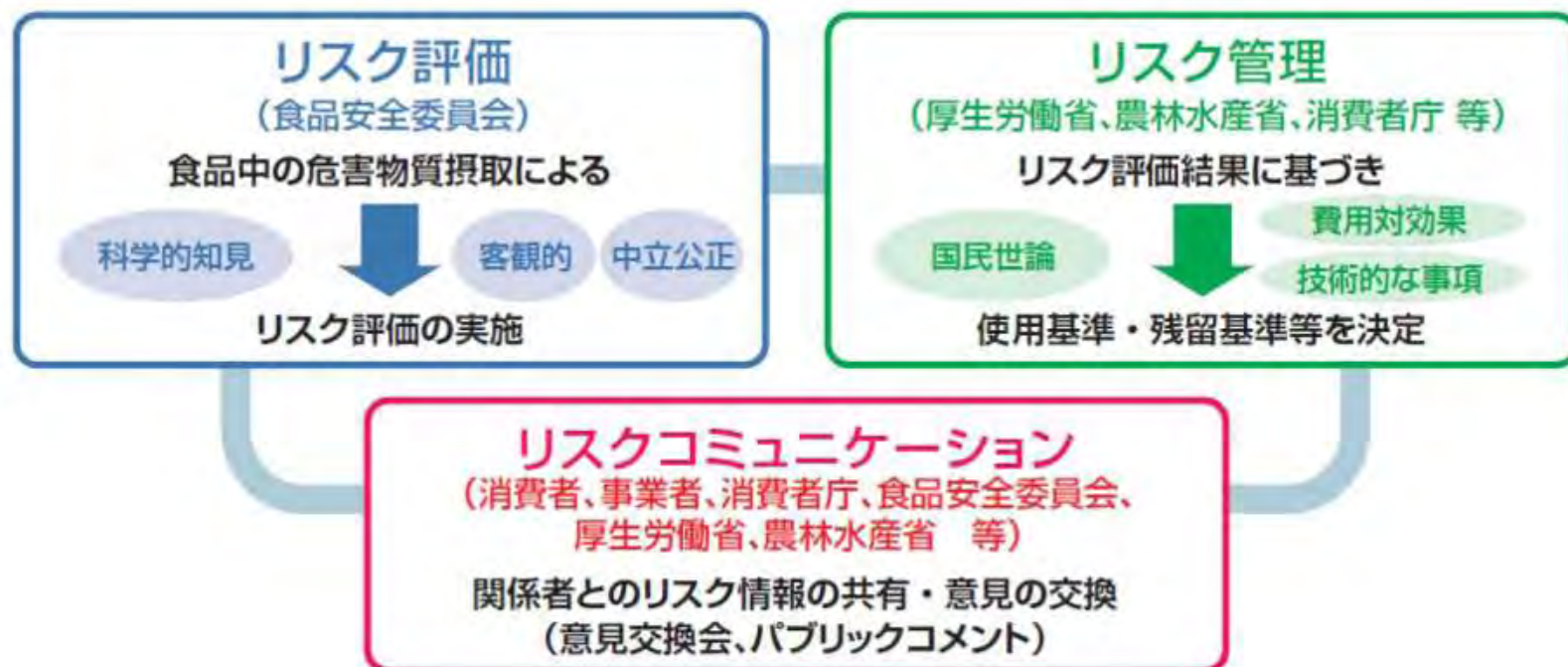
リスク分析の考え方

戻る

目次

索引

リスク分析の3つの要素

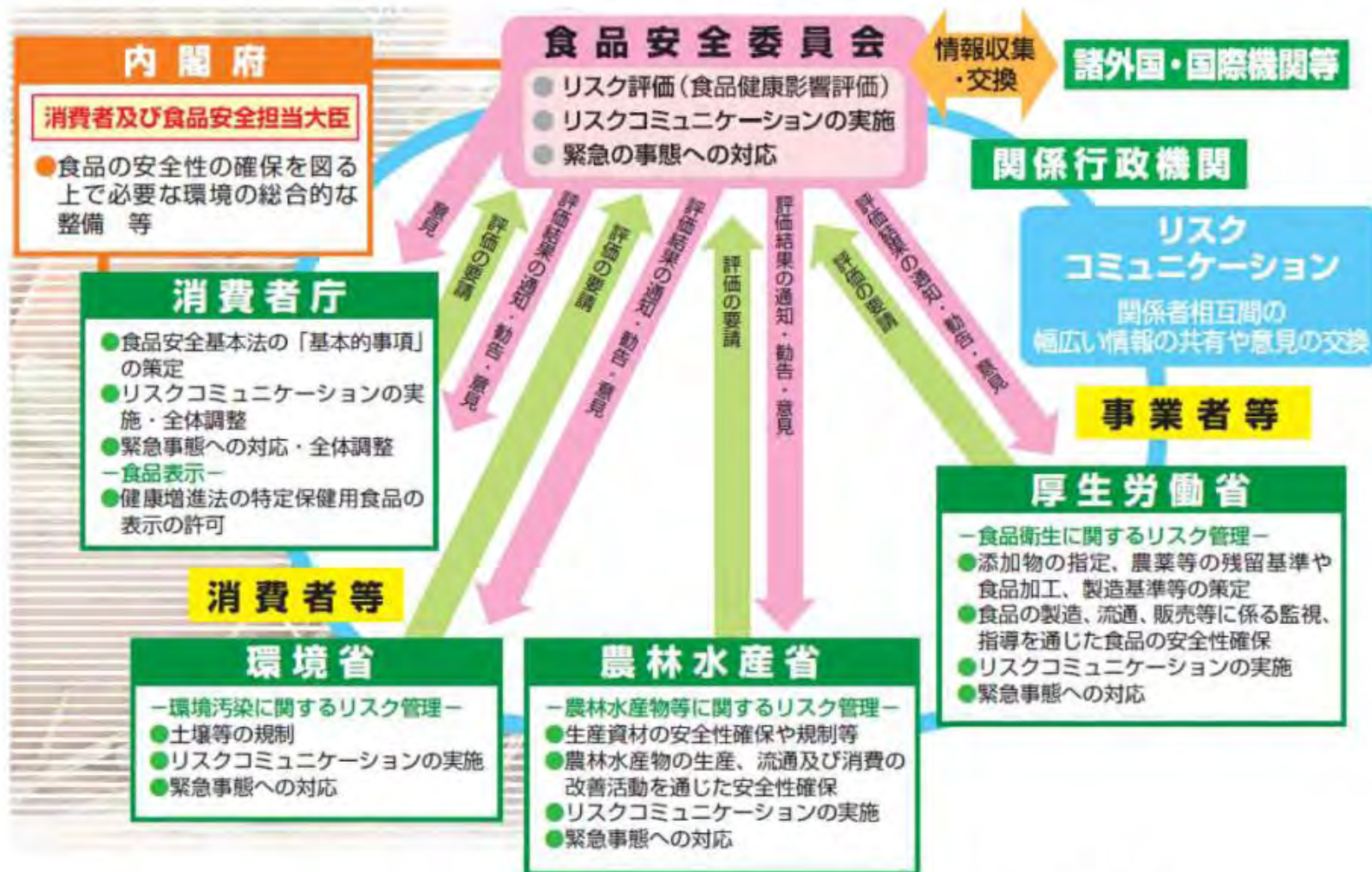


各省庁との連携

戻る

目次

索引



食品安全委員会及び事務局の構成

155

はじめに(6)

画面をクリックすると
次に進みます

戻る

目次

索引

- 食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成されています。
- 食品委員会の下に14の専門調査会が設置され、このうち11の専門調査会が、添加物、農薬といった危害要因ごとのリスク評価について調査審議しています。
- 又、これらの運営のために事務局が設置されています。

食品安全委員会委員

くまが いすむね

熊谷 進 (委員長)

さとう ひろし

佐藤 洋 (委員長代理)、山添 康 (委員長代理)、三森 国敏 (委員長代理)

やまぞえ やすし

みつもち くにとし

いしい かつえ ひみやすひら きよこ むらた まさつね
石井 克枝、上安平 冽子、村田 容常

専門調査会 (延べ200人程度)

○企画等

○添加物

○農薬

○動物用医薬品

○器具・容器包装

○化学物質・汚染物質

化学物質系

○微生物・ウイルス

○プリオン

○かび毒・自然毒等

生物系

○遺伝子組換え食品等

○新開発食品

○肥料・飼料等

新食品等

事務局(事務局長、次長、4課2官)

- ・総務課
- ・評価課
- ・勧告広報課
- ・情報・緊急時対応課
- ・リスクコミュニケーション官
- ・評価情報分析官



出典:パンフレット「食品安全委員会2010」

http://www.fsc.go.jp/sonota/pamphlet/2010/pamphlet2010_jap.html

1. リスク評価の実施

- 食品安全委員会の最も重要な役割は、食品に含まれる可能性のある添加物や農薬などの危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行うことです。
- 具体的には、食品中の危害要因を摂取することによって、どの位の確率でどのくらい深刻に健康への悪影響が起きるかを科学的に評価します。
- 食品安全委員会では、主として厚生労働省、農林水産省、消費者庁などのリスク管理機関からの評価要請を受けてリスク評価を実施するほか、自ら評価を行う必要があると考えられる場合には、「自ら評価」と呼ばれるリスク評価も実施しています。
- さらに、食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づいて行われるべき施策について内閣総理大臣を通じて、リスク管理機関の大臣に勧告を行うことができます。
- なお、リスク評価のことを食品安全基本法の中では「食品健康影響評価」と呼んでいます。

2. リスクコミュニケーションの推進

- リスクを適切にコントロールして、国民の健康を保護していくためには、リスクコミュニケーションが重要です。
- リスクコミュニケーションとは、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行うことです。
- 食品安全委員会では、国民の関心の高いリスク評価の内容などについてリスクコミュニケーションを行うとともに、リスク管理機関や地方公共団体と連携したリスクコミュニケーションにも取り組んでいます。
- 又、食品安全委員会(原則毎週月曜日開催)や専門調査会などの会合は、原則、公開で行われており、すべての議事録をホームページに掲載して透明性の確保に努めています。

3. 緊急事態への対応

- 食品安全委員会と消費者庁及びリスク管理機関は、日頃から密接に連携して食中毒の発生などの情報を収集・分析し、国民の健康被害の防止やリスクの最小化に取り組んでいます。
- 食品の摂取を通じて重大な健康被害が生じるおそれのある緊急事態の発生時には、政府一体となって危害の拡大や再発の防止に迅速かつ適切に取り組むとともに、危害物質等に関する科学的知見や食品安全委員会としての見解等をマスメディア、政府広報、インターネットなどを通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに国民へ提供します。

第2章リスク評価の結果を 理解するために

(1) リスク評価

一日摂取許容量①

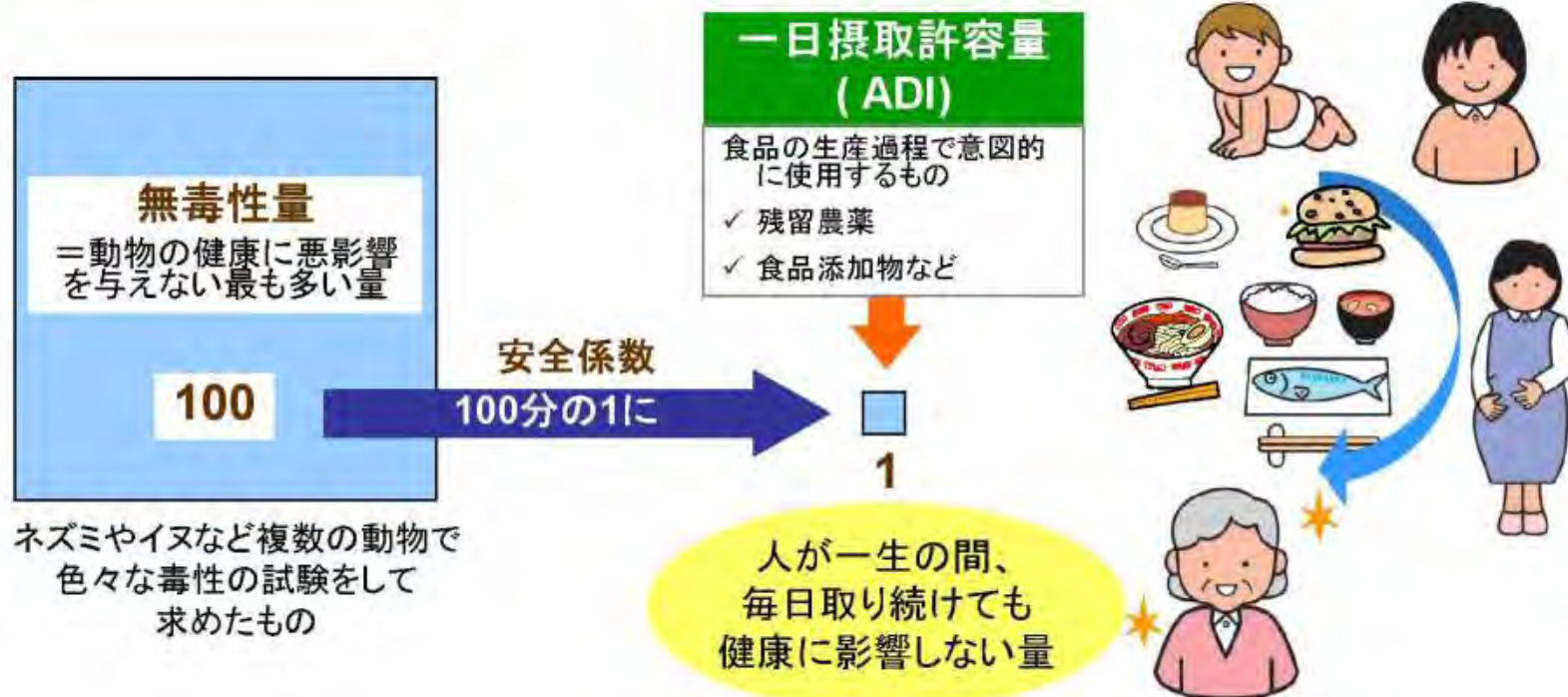
戻る

目次

索引

ADI: Acceptable Daily Intake

- ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。
- 主な食品の生産過程で意図的に使用するもの(残留農薬、食品添加物など) に使われる。
- 通常を表示単位・・・Omg/kg体重/日(体重1kg当たりの量) 。
 - 一日摂取許容量 = 無毒性量 × 100分の1(安全係数)



一日摂取許容量②

戻る

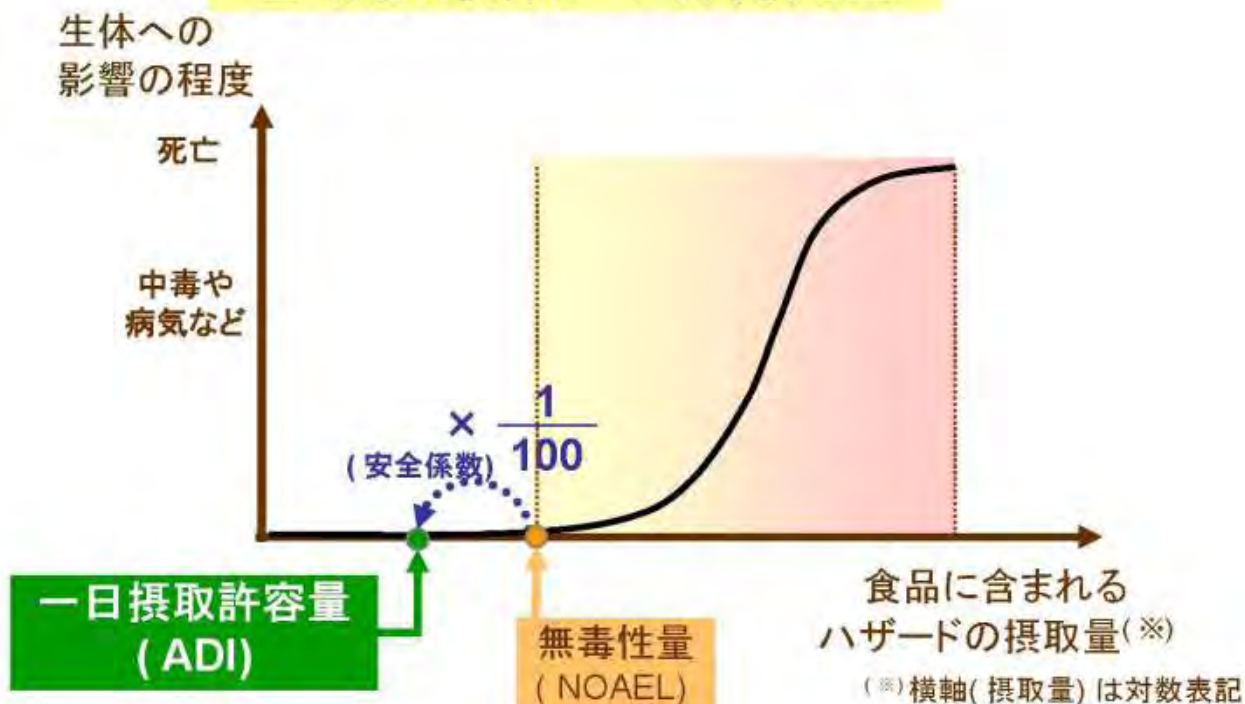
目次

索引

ADI: Acceptable Daily Intake

- 通常の表示単位・・・Omg/kg体重/日(体重1kg当たりの量) 。
 - 一日摂取許容量 = 無毒性量 × 100分の1(安全係数)

量・影響の関係と一日摂取許容量



関連用語: 定量的リスク評価、用量-反応評価

無毒性量

戻る

目次

索引

NOAEL: No Observed Adverse Effect Level

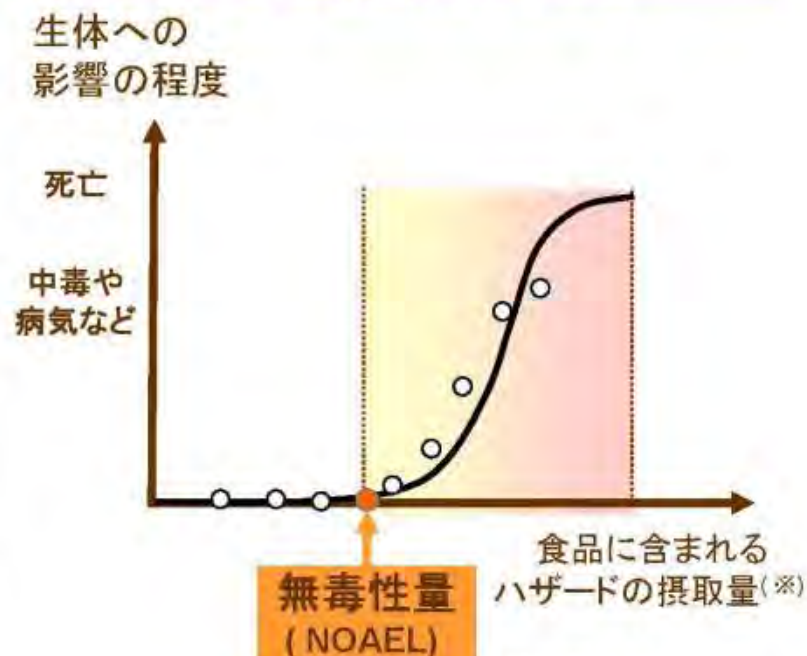
- ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて**毒性**試験を行ったとき、有害影響が認められなかった最大の投与量のこと。
- 通常は、さまざまな動物試験において得られた個々の無毒性量の中で最も小さい値を、その物質の無毒性量とする。

物質Aの無毒性量の決め方

毒性試験の種類	実験動物	各試験で得られた無毒性量 (体重1kg・1日当たり)
反復投与/ 発がん試験	ラット	6.78mg/kg/日
	ビーグル犬	1.2mg/kg/日
繁殖試験	ラット	11.3mg/kg/日
催奇形性試験	ラット	1,000mg/kg/日

毒性試験で得られた最も小さい値
⇒物質Aの無毒性量(NOAEL)

量・影響の関係と無毒性量



(※) 横軸 (摂取量) は対数表記

安全係数

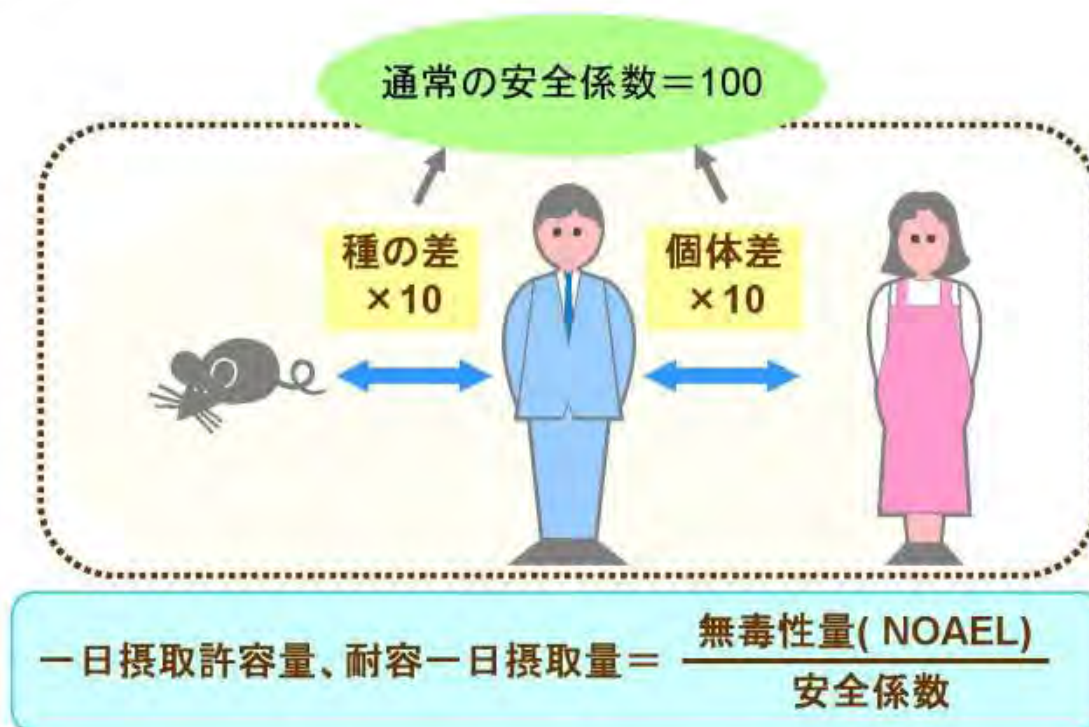
戻る

目次

索引

Safety Factor (不確実係数 UF: Uncertainty Factor)

- ある物質について、一日摂取許容量や耐容一日摂取量等を設定する際、無毒性量に対して、更に安全性を考慮するために用いる係数。
- 無毒性量を安全係数で割ることで一日摂取許容量や耐容一日摂取量を求めることができる。
- 動物実験のデータを用いてヒトへの毒性を推定する場合、通常、動物とヒトとの種の差として「10倍」、さらにヒトとヒトとの間の個体差として「10倍」の安全率を見込み、それらをかけ合わせた「100倍」を安全係数として用いる。
- データの質により、100以外の係数が用いられることもある。
- 不確実係数ともいう。



用量-反応評価

戻る

目次

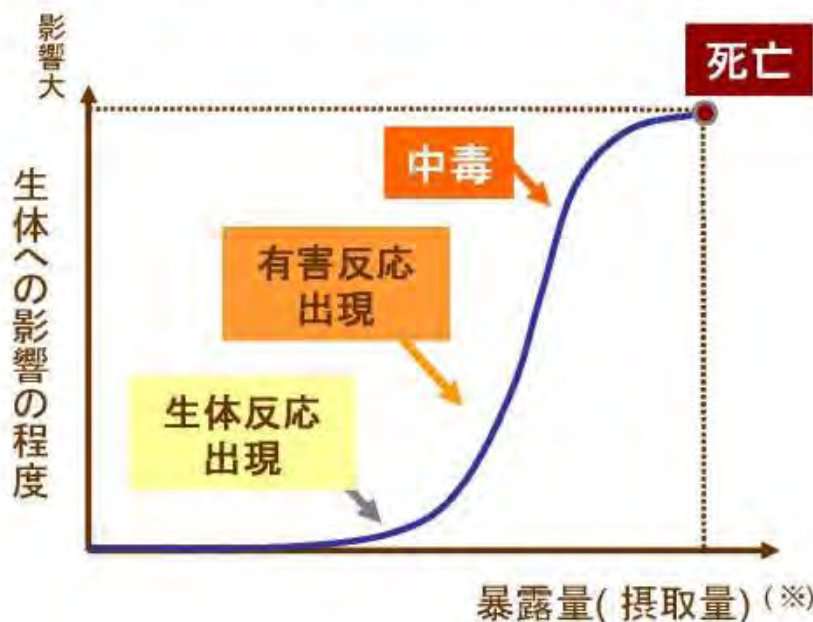
索引

Dose-Response Assessment

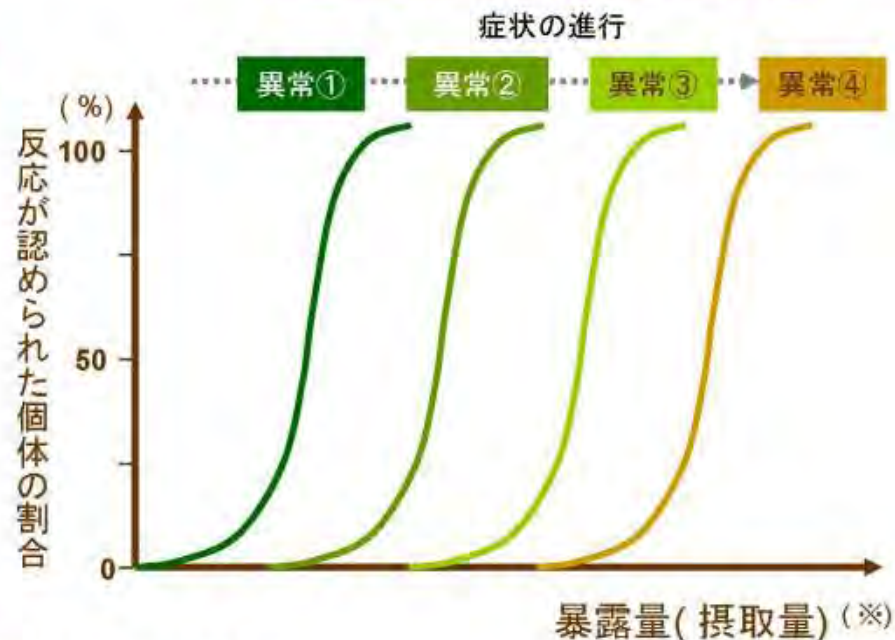
■ 摂取量と生体反応との関係に基づく評価。

- 量－影響関係・・・化学物質や微生物の暴露量と、それにより生体がどのような影響を受けるかの関係を表したもの。
- 量－反応関係・・・あるヒトや動物の集団において、化学物質や微生物の暴露量と、それにより影響を受ける個体の割合の関係を表したもの。

量 - 影響関係(鉛の場合)



量 - 反応関係(鉛の場合)



(※)横軸(摂取量)は対数表記

暴露評価(ばくろひょうか)

戻る

目次

索引

Exposure Assessment

- 食品を通じてハザードがヒトの体内にどの程度摂取されているか(暴露)、定性的又は定量的に評価すること。
- 必要に応じ、食品以外に由来する暴露についても評価する。

暴露評価の例

(農薬Aの場合)



関連用語: リスク評価

ゼロリスク

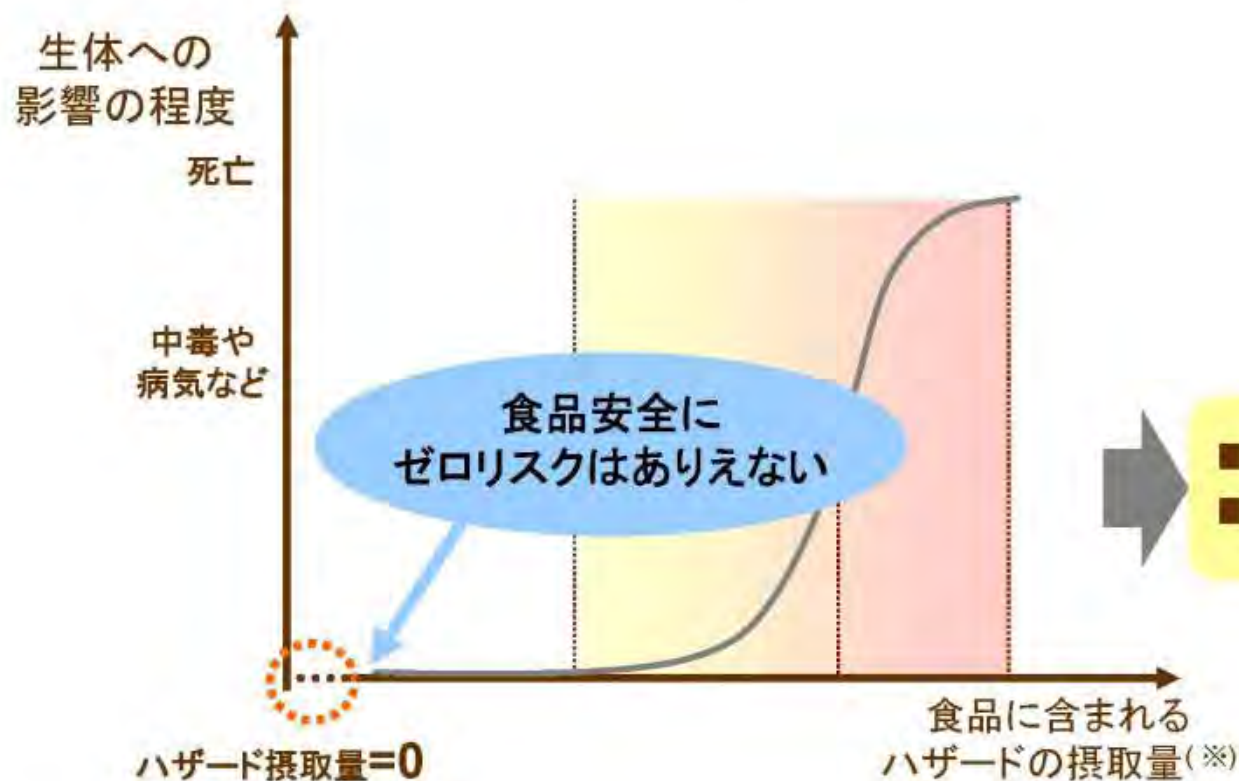
戻る

目次

索引

Zero Risk

- リスクの原因となるハザードの暴露がゼロであること。
- 近年、分析技術の向上などにより、食品安全にゼロリスクはあり得ないことが認識されたため、リスクの存在を前提にこれを科学的に評価し、低減を図るというリスク分析の考え方に基づく食品安全行政が国際的に進められている。



- リスクを科学的に評価
- リスクの低減を図る

第2章リスク評価の結果を 理解するために

(2) 毒性および毒性試験

Toxicity

- 化学物質などによる生物に悪影響を与える性質をいう。
- 毒性は、その物質の種類や物理的・化学的性質、生体内で現れるメカニズムを検討し、現れる症状について用量－反応評価を行うことで評価される。
- 化学物質のほかに放射線、紫外線などの物理的作用を含めることもある。
- 通常は、毒性は一般毒性と特殊毒性に分けられる。
- 化学物質の急性毒性の場合、およそその毒性の程度は以下のとおり。

毒性分類

毒性の程度	<u>LD₅₀</u> 1回経口投与 ラット
きわめて大	～1mg/kg体重
大	1～50mg/kg体重
中等度	50～500mg/kg体重
小	0.5～5g/kg体重
実質上無毒	5～15g/kg体重
無毒	15g/kg体重～

一般毒性

[戻る](#)[目次](#)[索引](#)

General Toxicity

- 急性毒性試験や慢性毒性試験において、血液検査、尿検査、病理組織学的検査などのような一般的な方法で観察できる毒性のこと。

分類	観察・評価方法	
一般毒性	一般的な方法で観察できる毒性	外観、体重変化、血液検査、尿検査、病理組織学的検査など
特殊毒性	特殊な方法で評価する毒性	吸入、経皮への投与 変異原性、発がん性、生殖毒性、催奇形性の評価など

特殊毒性

[戻る](#)[目次](#)[索引](#)

Special Toxicity

- 特殊な投与方法(吸入、経皮など) による毒性や、特殊な観察法([変異原性](#)、[発がん性](#)、[生殖毒性](#)、[催奇形性](#)など) で評価する毒性のこと。

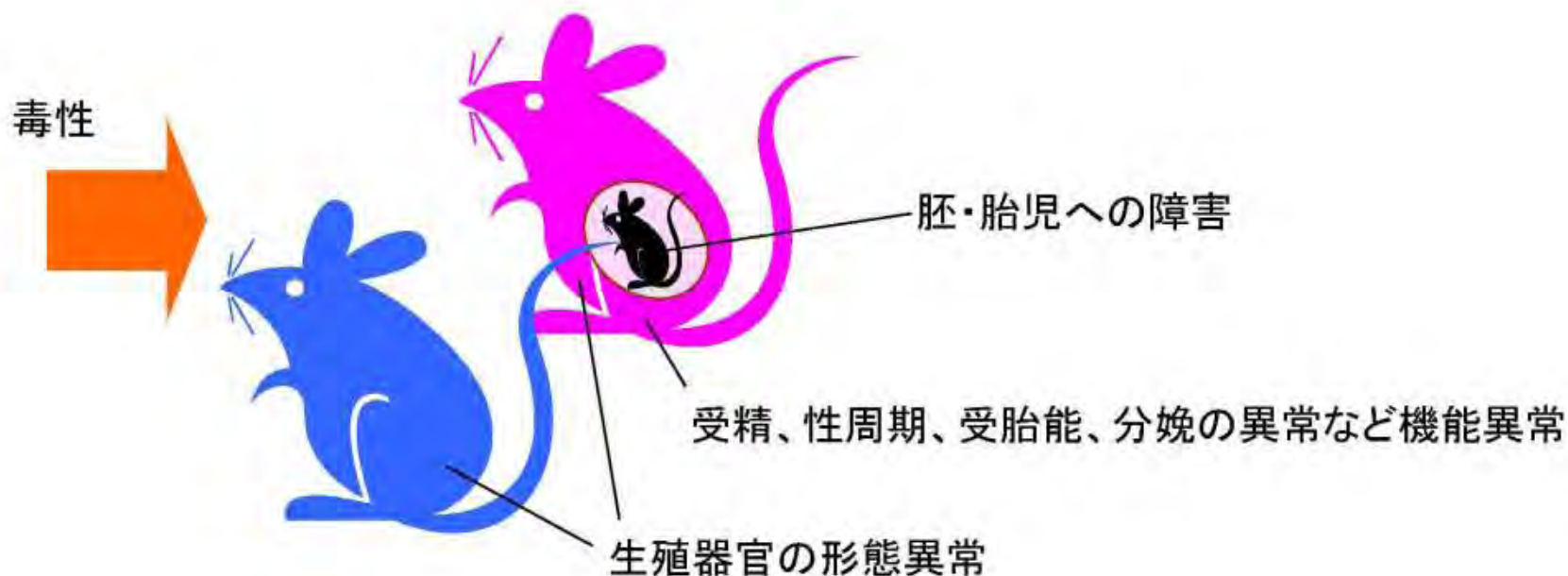
分類	観察・評価方法	
一般毒性	一般的な方法で観察できる毒性	血液検査、尿検査、病理組織学的検査など
特殊毒性	特殊な方法で評価する毒性	吸入、経皮への投与 変異原性、発がん性、生殖毒性、催奇形性の評価など

生殖毒性(繁殖毒性)

[戻る](#)[目次](#)[索引](#)

Reproductive Toxicity

- 生物の生殖能(生殖器官の形態異常や、受精、性周期、受胎能、分娩の異常などの機能異常)、さらに胚・胎児への障害などの毒性のこと。
- 繁殖毒性ともいう。



催奇形性 (さいきけいせい) (発生毒性)

64

2-(2)-19

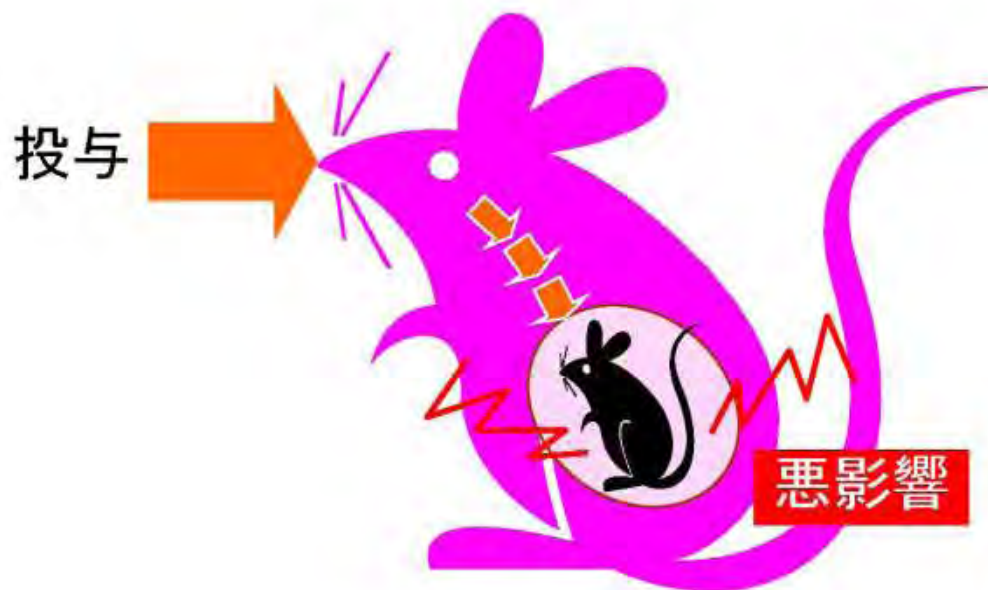
戻る

目次

索引

Teratogenicity

- 妊娠中の母体にある物質を投与した時に、胎児に対して形態的、機能的な悪影響を起こさせる毒性のこと。



免疫毒性

戻る

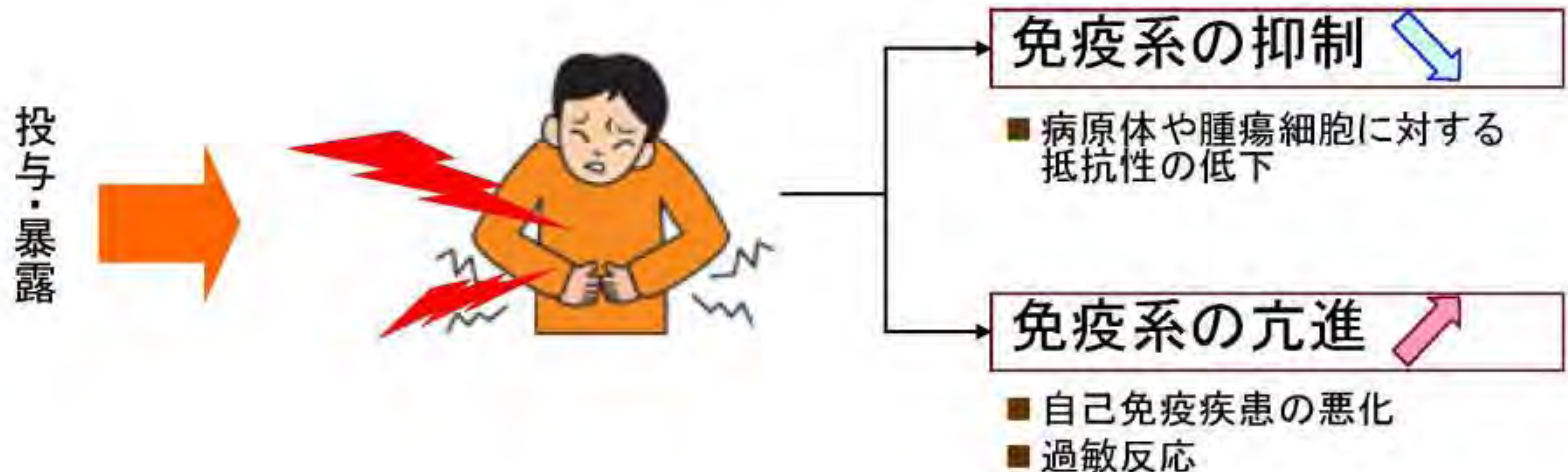
目次

索引

Immunotoxicity

- 化学物質などの投与(暴露)により免疫系に悪影響を及ぼすことで健康被害が生じること。
- 病原体や腫瘍細胞に対する抵抗性の低下をまねく免疫系の抑制と、自己免疫疾患の悪化や過敏症(アレルギー)反応が引き起こされる免疫系の亢進(こうしん)がある。

免疫系への悪影響



遺伝毒性(変異原性)

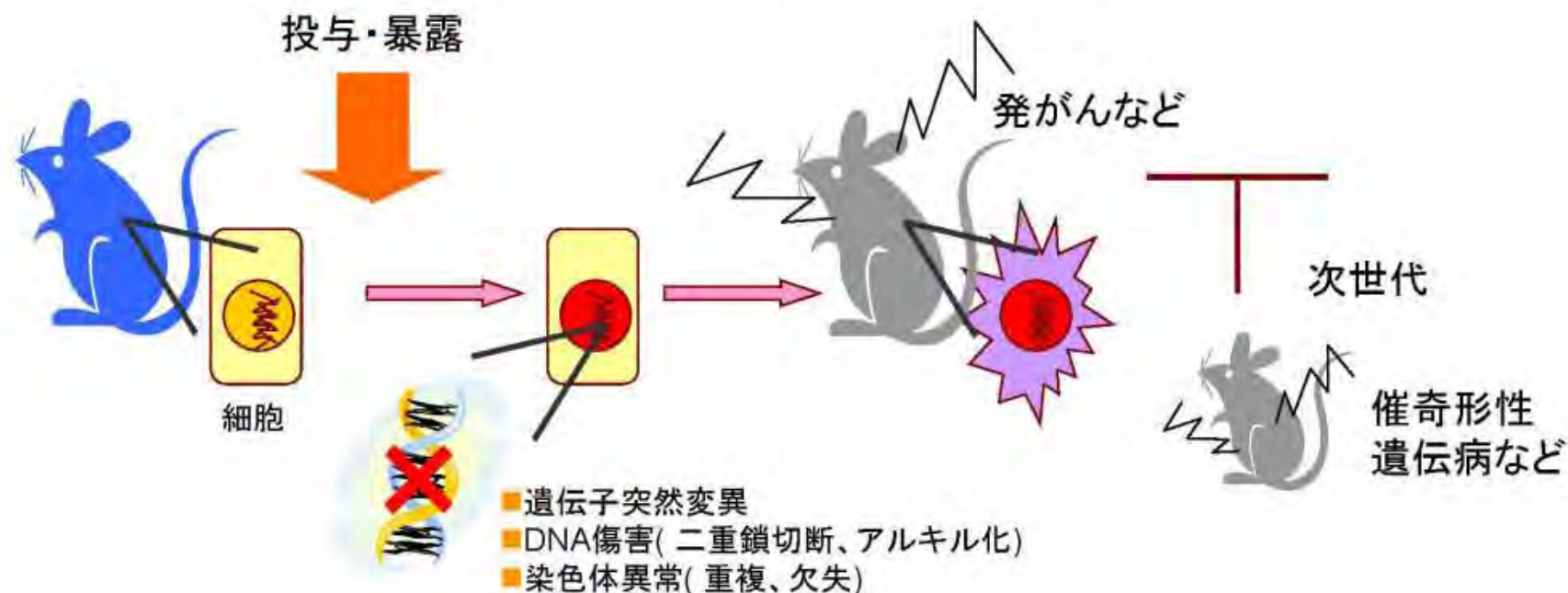
戻る

目次

索引

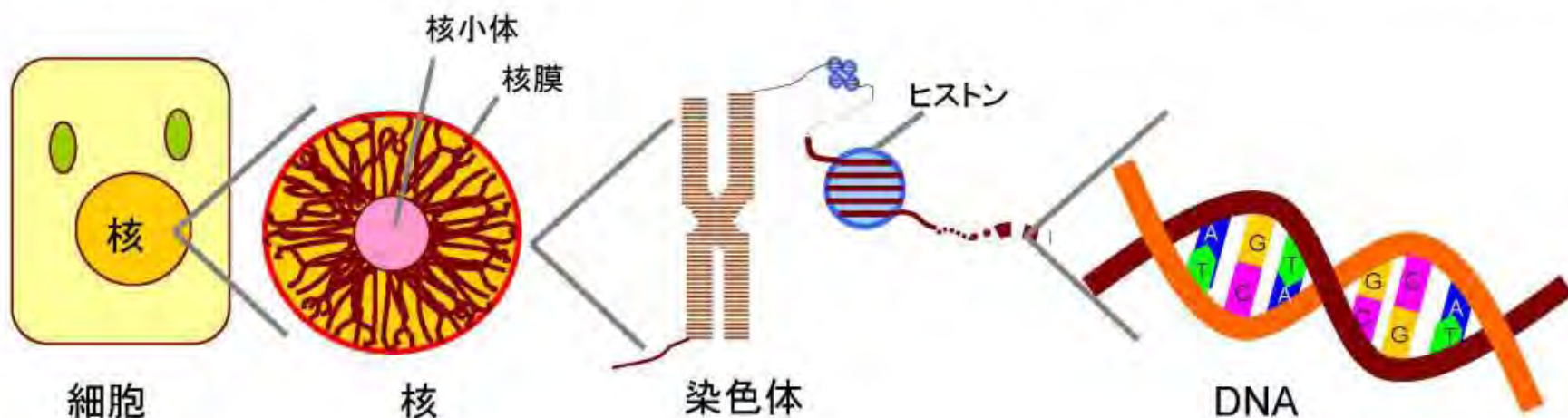
Genotoxicity

- 遺伝情報を担う遺伝子(DNA)や染色体に変化を与え、細胞又は個体に悪影響をもたらす性質で、変異原性ともいう。
- 主な変化としては、遺伝子突然変異、DNA傷害(二重鎖切断、アルキル化)や染色体異常(重複、欠失)などがある。
- このような異常を引き起こす物質は、発がんに結びつく可能性があり、生殖細胞で起これば次世代の催奇形性・遺伝病の誘発につながる可能性がある。



Deoxyribonucleic Acid

- 地球上のほぼ全ての生物において遺伝情報を担う物質となっており、デオキシリボース(糖)とリン酸、塩基から構成される。
- このDNAは四種類の分子(塩基がアデニン(A)、グアニン(G)、シトシン(C)、チミン(T)の四種類)が連なった長大な二本鎖からなる分子で、必ず一方の鎖のAと他方の鎖のT、又一方のGと他方のCが対合し、二本のDNA鎖は全体として二重らせん構造をとる。
- この相補的二本鎖構造は、元のDNAを鋳型にして元と全く同じコピーを作ることができ(DNAの複製)、生体内で一個の細胞が分裂して複製された二個になるとき、複製された二本のDNA鎖が二個の細胞に分配され遺伝情報を伝える。



発がん性

戻る

目次

索引

Carcinogenicity

- ある物質を生体に摂取することによって、その影響で体内に悪性腫瘍を発生させる、又は発生を促進する毒性のこと。

国際がん研究機関(IARC:WHOに設置されている専門機関) による発がん物質分類

グループ	評価内容	例
1	ヒトに対して発がん性がある。 (carcinogenic to humans)	アルコール飲料、ダイオキシン(2、3、7、8-TCDD)、コールタール、アスベスト、たばこ、アフラトキシン、ベンツピレン、X線、太陽光など
2A	ヒトに対しておそらく発がん性がある。 (probably carcinogenic to humans)	アクリルアミド、PCB、ホルムアルデヒド、クレオソート(木材の防腐剤)、ディーゼルエンジンの排気ガス、紫外線など
2B	ヒトに対して発がん性の可能性がある。 (possibly carcinogenic to humans)	鉛、フラン、オクラトキシンA、ガソリンなど
3	ヒトに対する発がん性について分類できない。 (cannot be classified as to carcinogenicity in humans)	カフェイン、お茶、コレステロール、水銀など
4	ヒトに対しておそらく発がん性はない。 (probably not carcinogenic to humans)	カプロラクタム(ナイロンの原料)

第2章リスク評価の結果を 理解するために

(3) 分析・単位

in vivo

戻る

目次

索引

イン・ビボ

- ラテン語で、「生体内で」という意味です。生化学や分子生物学などの分野で、in vitroとは異なって各種の条件が人為的にコントロールされていない生体内で起きている反応・状態という意味で使われる。



人為的にコントロールされていない生体内の反応

対義語 in vitro



人為的にコントロールされている生体外での反応

in vitro

戻る

目次

索引

イン・ビトロ

- ラテン語で、「試験管内で」という意味。
- in vivoの対義語で、生体内で営まれている機能や反応を試験管内など生体外に取り出して、各種の実験条件が人為的にコントロールされた環境(理想的には、未知の条件が殆ど無い)で起きている反応・状態という意味で使われる。

in vitro

人為的にコントロール
されている生体外での反応

対義語 **in vivo**

人為的にコントロールされていない生体内の反応

第2章リスク評価の結果を 理解するために

(6) 新食品等分野

遺伝子組換え食品①

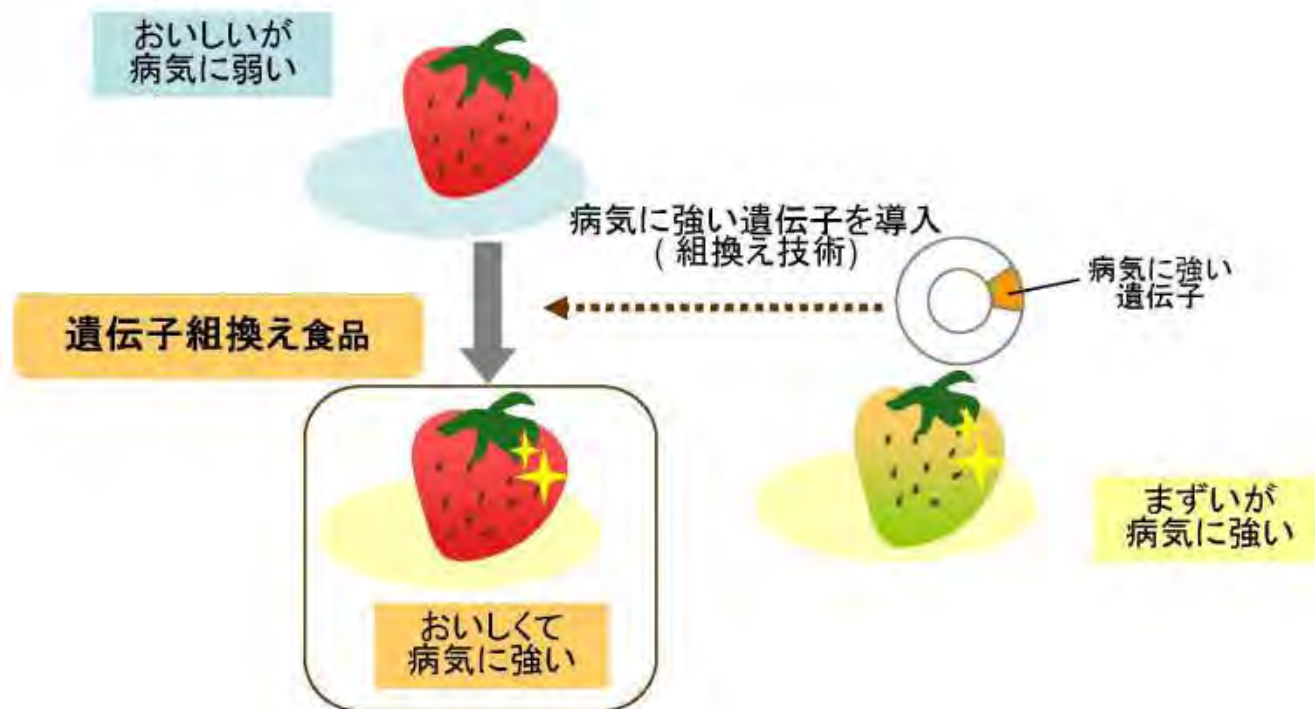
戻る

目次

索引

GM foods: Genetically Modified foods

- 遺伝子組換え技術(組換えDNA技術)によって得られた生物を応用した食品のこと。
- 遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子(DNA)を人為的に、他の生物の染色体などに導入する技術のこと。
- この技術により、その生物に新しい能力や性質を持たせたり、ある機能をなくしたりさせることができることから、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されている。
- 現在、害虫や病気に強い遺伝子を導入した農作物が実用化されているが、今後さらに新しい食品の開発が進むことが予想されている。



遺伝子組換え食品②

戻る

目次

索引

GM foods: Genetically Modified foods

- 一方、遺伝子組換え食品については、安全性審査([リスク評価](#)) の手続きが [食品安全基本法](#) 及び [食品衛生法](#) において義務化されており、安全性に問題がないと判断されたもののみが国内で流通可能となっている。
- 平成20年4月現在、我が国において安全性が確認され、販売・流通が認められている遺伝子組換え食品である作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てんさいの7種類である。
- 又、遺伝子組換え農産物やこれを原料とした加工食品については、表示制度が定められている。
- 表示義務の対象となるのは、遺伝子組換え食品である大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜の7種類の農産物とこれらを原材料とした加工食品32品目群(豆腐、納豆など) である。
- 又、高オレイン酸遺伝子組換え大豆やこれを使用した加工食品については、「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」などの表示が義務付けられている。

安全性を確認

作物

7種類の作物

- ✓ 大豆(枝豆、大豆もやし)
- ✓ ばれいしょ
- ✓ とうもろこし
- ✓ なたね
- ✓ わた
- ✓ アルファルファ
- ✓ てんさい

加工食品

32種類の加工品

- ✓ 豆腐
- ✓ 納豆
- ✓ とうもろこしの缶詰・瓶詰め
- ✓ ポップコーン
- ✓ コーンスターチ
- ✓



- 国内での販売・流通可能
- 表示制度義務付け

安全性未確認



- 国内での流通不可

遺伝子

戻る

目次

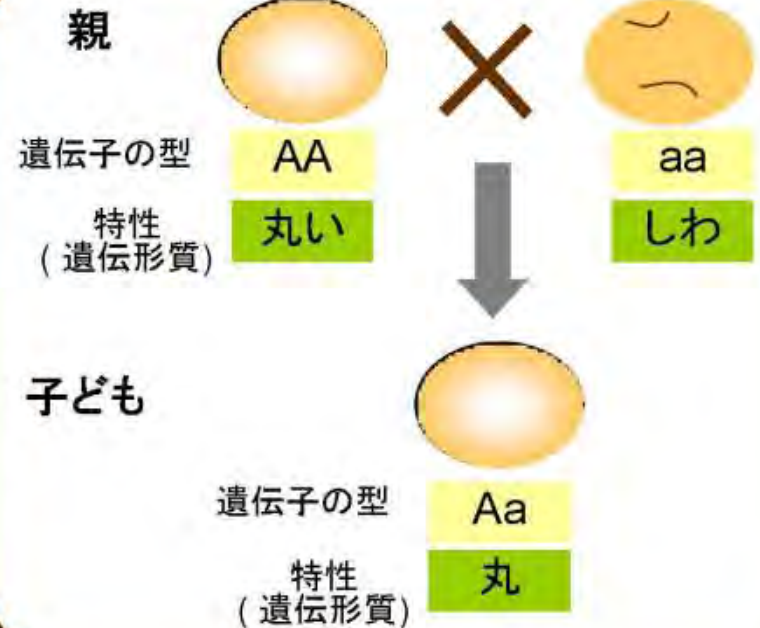
索引

Gene

- 生物個々に遺伝する特性(遺伝形質) を発現させるもとになる単位のことであり、生物が細胞・生体を作り、機能させ、子孫に引き継がれる情報(遺伝情報) の1つの単位。
- 遺伝子本体は、一部のウイルスを除き、デオキシリボ核酸(DNA)と呼ばれる化学物質でできている。



エンドウマメの例



バイオテクノロジー

戻る

目次

索引

Biotechnology

- 「バイオロジー」(生物学;Biology)と「テクノロジー」(科学技術;Technology)を合成した言葉で、「生物工学」又は「生命工学」などと訳される。
- 生物又はその機能を利用、応用する技術のことで、伝統的な酒造りやしょうゆ造りといった発酵技術、交配による品種改良などの育種技術に加え、遺伝子組換え技術やクローン技術などが含まれる。

バイオロジー + テクノロジー ⇒ バイオテクノロジー

■ 発酵技術

- ✓ 酒造り
- ✓ しょうゆ作り
- ✓ ...



■ 遺伝子組換え技術



■ 育種技術

- ✓ 交配による品種改良
- ✓ ...



■ クローン技術など



Novel Food

- 一般的には、これまで食品として飲食されることのなかったものを指すが、世界的に統一された定義はない。
- なお、食品安全委員会におけるリスク評価では、新開発食品専門調査会において、特定保健用食品のほか、クローン技術や放射線照射などの、これまで食品製造のために利用されたことのない技術を用いた食品を評価することを想定している。



食品安全委員会

新開発食品専門調査会

【リスク評価対象の想定】

■ 特定保健用食品

■ 食品製造に利用されたことのない技術を利用した食品

(例)

- ✓ クローン技術
- ✓ 放射線照射
- ✓ ...

クローン

戻る

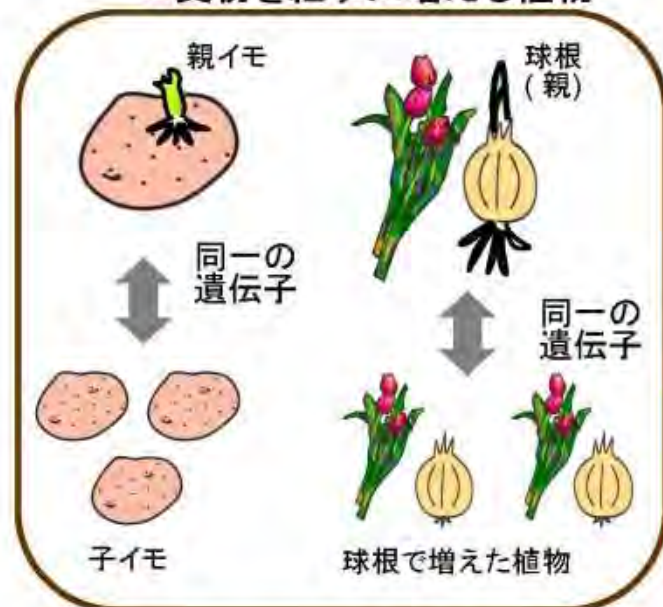
目次

索引

Clone

- 一般に、一個の細胞(個体) から無性生殖によって増えた細胞(個体) 群のことで、同一の遺伝子を持つ細胞や個体(の集合) のこと。
- 球根で増えた植物は、受粉を経ていないことからクローンであり、哺乳動物でも、自然に発生する一卵性の双子や三つ子は、お互いのクローンといえる。
- クローンを作製する技術(クローン技術) は、古くから農業の分野において行われており、品質のそろった農作物や園芸作物の生産に役立っている。
- 又、近年、一部の哺乳動物においても、遺伝的に同一なクローン個体を作製する技術がある。

■ 受粉を経ずに増える植物

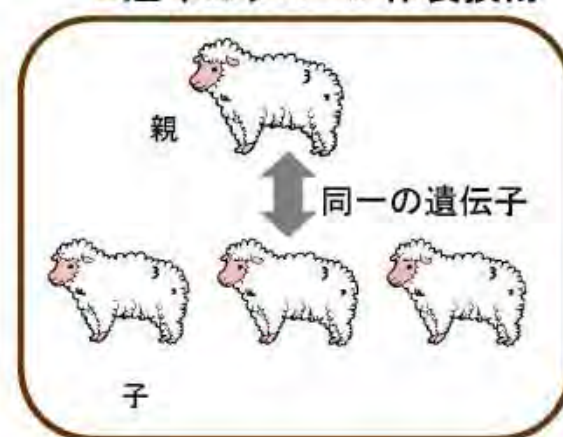


クローンの例

■ 一卵性の双子



■ 近年のクローン作製技術



体細胞クローン

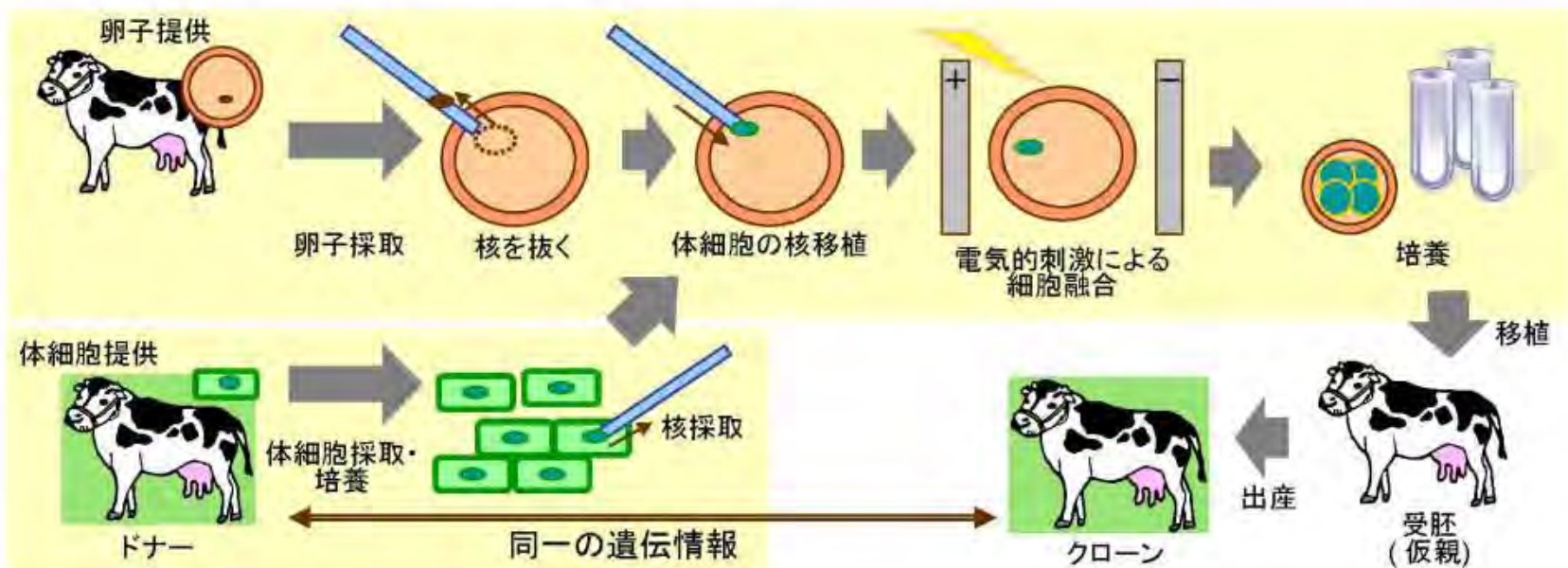
戻る

目次

索引

Clone from somatic cell, animal clone

- 動物の体細胞を利用して元の動物と遺伝学的に同一な個体を新たに作製する技術のこと。
- 家畜などの動物の体細胞クローンの作製は、元となる個体の皮膚や筋肉などの体細胞から遺伝子を含む核を取り出し、核を抜いた未受精卵に元となる個体の核を移植し、電気的刺激等により融合させた卵を雌の家畜の子宮へ移植・受胎させ、クローン個体を出産させるという手順で行われる。
- 作製された個体は、元の体細胞を取り出した個体と同一の遺伝情報を持っている。
- 畜産の分野では、生産性や品質の向上等を目的とした牛や豚などの家畜の改良を進めるための有効な手段の一つとして期待され研究開発が進められている。
- 又、畜産分野以外でも動物の体細胞クローン技術は、実験用動物の生産手段、医薬品の製造手段及び希少動物などの保護・再生手段への利用が期待されている。



第5章法律・組織等

(1) 関係法律等

食品安全基本法

戻る

目次

索引

平成15年法律第48号〈所管省庁: 内閣府、消費者庁〉

- 近年、食の安全性を脅かす事故が相次いで発生し、食の安全に対する国民の関心が高まっていることに加え、世界中からの食材の調達、新たな技術の開発などの国民の食生活を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、①食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康保護が最も重要であること等を明らかにするとともに、②リスク分析手法を導入し、食品安全行政の統一的、総合的な推進を担保し、③そのためにリスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会を設置すること等を規定した法律である。
- この法律に基づき、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立してリスク評価を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置された。

目的

- ❖ 国民の食生活を取り巻く情勢の変化に的確に対応すること。
 - ❖ 近年、食の安全性を脅かす事故が相次いで発生
 - ❖ 食の安全に対する国民の関心が高まっている
 - ❖ 世界中からの食材の調達
 - ❖ 新たな技術の開発

規定内容

- ❖ 食品の安全性の確保についての基本理念は、国民の健康保護が最も重要であること等。
- ❖ リスク分析手法を導入し、食品安全行政の統一的、総合的な推進を担保。
- ❖ リスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会を設置。

参考

- ❖ 食品安全委員会「法令等」ページ
<http://www.fsc.go.jp/hourei/>